

一般社団法人ユニバーサルアクセシビリティ評価機構定款

平成26年 5月 9日 作成

一般社団法人ユニバーサルアクセシビリティ評価機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ユニバーサルアクセシビリティ評価機構と称する。

(目的)

第2条 当法人は、福祉・介護に関わる全ての関与者(ステークホルダー)と共に、福祉・介護に関わるサービス若しくは事業又は商品の適正な評価及び認定、並びに福祉・介護に関する知識と情報の普及及び啓発を行い、全ての関与者がより安心して豊かなサービスや商品を楽しむことが出来る環境の整備を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 福祉・介護に関わるサービス、施設、事業及び商品のユニバーサルアクセシビリティについての調査、研究、基準策定、評価、認定及び情報提供に関する事業
- 2 福祉・介護に関わるサービス、施設、事業及び商品のユニバーサルアクセシビリティについての相談、支援及びコンサルティングに関する事業
- 3 福祉と介護に関わる個人や団体等への連絡、協力、調整、交流、連携、表彰、顕彰及び提言に関する事業
- 4 介護職員初任者研修、実務者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修等を始めとする、介護人材の育成に関する研修事業
- 5 機関紙、書籍、雑誌、放送番組等の企画、制作、編集、デザイン、発行、配信及び販売並びにそれらの相談、支援及びコンサルティングに関する事業
- 6 各種セミナー、研究会、交流会、イベント等の企画、立案、実施及び運営に関する事業
- 7 著作権、著作隣接権、特許権、商標権、意匠権、肖像権その他無体財産権の取得、譲渡、販売、管理、使用許諾及びこれらの認定に関する事業
- 8 評価指導員や各種専門家等の紹介、斡旋及び仲介に関する事業
- 9 労働者派遣事業
- 10 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都新宿区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 社員

(入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 法人会員 当法人の目的に賛同し、当法人の理事の推薦を受けて入会した法人
- (4) 特別会員 当法人の会員のうち、当法人の発展に著しい功績のあった者又は有識者、学識経験者等のうち、当法人の理事の推薦を受けて入会した個人及び法人

2 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。ただし、特別会員はこの手続を要せず、理事会の承認をもって会員になるものとする。

(経費の負担)

第6条 会員は、当法人が別に定めるところにより入会金及び会費を支払い、もって当法人の経費を負担する義務を負う。

(任意退会)

第7条 会員はいつでも退会することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次に掲げる事由に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の招集時期)

第12条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(社員総会の招集権者)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 役員等

(役員の数)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち、当法人の業務を執行する理事として専務理事を選定することができる。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務権限)

第19条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 専務理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、専務理事がその職務を代行し、執行する。

(監事の職務権限)

第 2 0 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の任期)

第 2 1 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事の任期)

第 2 2 条 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 2 3 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 2 4 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 2 5 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解職
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他

一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(理事会の招集)

第26条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第29条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、代表理事が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

(理事会への報告の省略)

第31条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

第6章 顧問

(顧問)

第32条 当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、当法人に対して著しい功績のあった者の中から、理事会が委嘱する。

(顧問の職務)

第33条 顧問は、理事会の諮問に応え、理事会に対し、意見を述べることができる。

(顧問の報酬等)

第34条 顧問の報酬は、無報酬とする。ただし、顧問には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第7章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第36条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第37条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第38条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年9月30日までとする。

(設立時役員)

第41条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 尾林 和子
設立時理事 関口 令安
設立時理事 中面 純一
設立時監事 増山 茂
設立時代表理事 尾林 和子

(設立時社員)

第42条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都西東京市向台町4丁目13番35号
設立時社員 尾林 和子
神奈川県藤沢市片瀬山1丁目1番1号
設立時社員 関口 令安
千葉県千葉市稲毛区黒砂2丁目1番5号
設立時社員 増山 茂

東京都杉並区荻窪1丁目39番8号

設立時社員 中面 純一

(法令の準拠)

第43条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。